

# 消費税引き上げに伴う価格表示について

2014年4月の消費税引き上げに伴い、  
商品価格が記載されているものは  
全て価格表示を変更する必要があります。

今お使いになっている印刷物をお確かめください。

商品価格が「**5%消費税込み**」表示のままになっていませんか？

2014年4月の消費税引き上げに伴い、「8%消費税込み価格」を表示することになりますが、  
総額表示義務に特例で、平成29年3月31日までは税抜き価格が認められます。

## 【税抜き価格表示の例】

①値札、容器・包装、チラシ、ポスター、パンフレット、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示をする。

〇〇円(税抜)

〇〇円(税抜価格)

〇〇円(本体価格)

〇〇円+税

②個々の値札等においては「〇〇円」と税抜き価格のみを表示し、  
別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、  
明瞭に「当店の価格は全て税抜き価格となっています。」といった  
掲示を行う。



尚、消費税引き上げ開始日直前になりますと弊社もすみやかな納品が難しくなることが予想されますので、ぜひお早めにお声がけください。



- ※消費税込み価格表示もご相談承ります。
- ※表示方法等ご不明な点がございましたら、弊社担当営業にお問い合わせください。
- ※当社でご注文いただきました印刷物以外も、この機会にお気軽にご相談ください。